を備え置き、若しくは掲示すべきもの（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）に限る。）	バラスト汚染防止措置手引書（以下この条において「有害水バラスト排出防止設備等」という。）に係るものに限る。）	
三　前二号の上欄に掲げる船舶以外の船舶	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間
	第二種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）	検査基準日の前後三月以内（当該時期に第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）を受ける場合を除く。）
	第一種中間検査	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間
備考 （略）		

2～5　（略）

6　前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次の表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶	（略）	（略）	（略）
第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表備考	海洋汚染防止証書の有効期間が満了する日	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）又は第二種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）に合格した日から起算して三月を経過した日

備考 （略）		

2～5　（略）

6　前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次の表第一欄に掲げる船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）の次回以降の中間検査の時期についての第一項又は第三項の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項の表第一号の上欄に掲げる船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。）	（略）	（略）	（略）
第一項の表第二号の上欄に掲げる船舶	第一項の表第二号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日